

2021年 1月 21日
外郭団体監理委員会資料1-1

町田市における 外郭団体の制度について

町田市総務部総務課
行政管理係

1 町田市における「外郭団体」

▶ 目的

- ①多様化、高度化する行政サービスを効果的に提供し、市民福祉の向上と行政運営の効率化を図る。
- ②市に代わり「行政の活動範囲」を担う主体として、専門的な行政機能を補完・代替する役割を担う。

▶ 手法

- ①民間の資金・人材・経営ノウハウを活用することで、市が直接事業を実施するよりも成果が高まる場合や、より経済的に事業実施が行える場合
→公益法人や株式会社等を設立して活用【出資・出えん団体】
- ②公益的な事業を担う団体に対して、共に施策の推進を行う場合
→市が財政的・人的な援助等を行う団体のうち、支援等が特に大きい団体【財政的援助団体】

1 町田市における「外郭団体」

経緯

1996年	2002年	2004年	2007年	2007年	2008年	2013年	2014年	2015年
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

町田市外郭団体監理委員会
開催

町田市外郭団体の指導監督
に関する要綱」策定
新たな外郭団体の定義

町田市外郭団体監理委員会
開催

町田市外郭団体監理委員会
設置(条例制定)

外郭団体基本情報調査の実施

公社等任意団体のあり方
について」方針策定

町田市行財政改革推進計画
OPTIMA21の重点プラン
第3セクターの効率的活用」

1 町田市における「外郭団体」

「町田市外郭団体監理委員会条例」第2条に定義を明記

- ①市の出資の定義又は出えんの割合が4分の1以上のもの
- ②前号に掲げるもののほか、市が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしているもの

【市の出資又は出えんの割合が4分の1以上とした理由】

- ①行革推進法において25%以上出資している法人に対し、
職員数及び給与に関する情報の公開を要請するものとされていること
- ②監査委員による監査に係る対象法人の範囲が25%以上とされていること

1 町田市における「外郭団体」

外郭団体一覧

■ 監理団体 町田市が50%以上出資・出えんしている法人

名称	出資・出捐割合	設立年
一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター	100%	1993(H5)
一般財団法人 町田市文化・国際交流財団	100%	2004(H16)
一般財団法人 まちだエコライフ推進公社	100%	2012(H24)
一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス	100%	2019(H31)
株式会社 町田新産業創造センター	90%	2013(H25)
一般社団法人 町田市観光コンベンション協会	67%	2009(H21)
株式会社 町田まちづくり公社	58%	1999(H11)
一般財団法人 みなみまちだをみんなのまちへ	50%	2020(R2)
特別法人 町田市土地開発公社	100%	1974(S49)

■ 基本情報公表団体

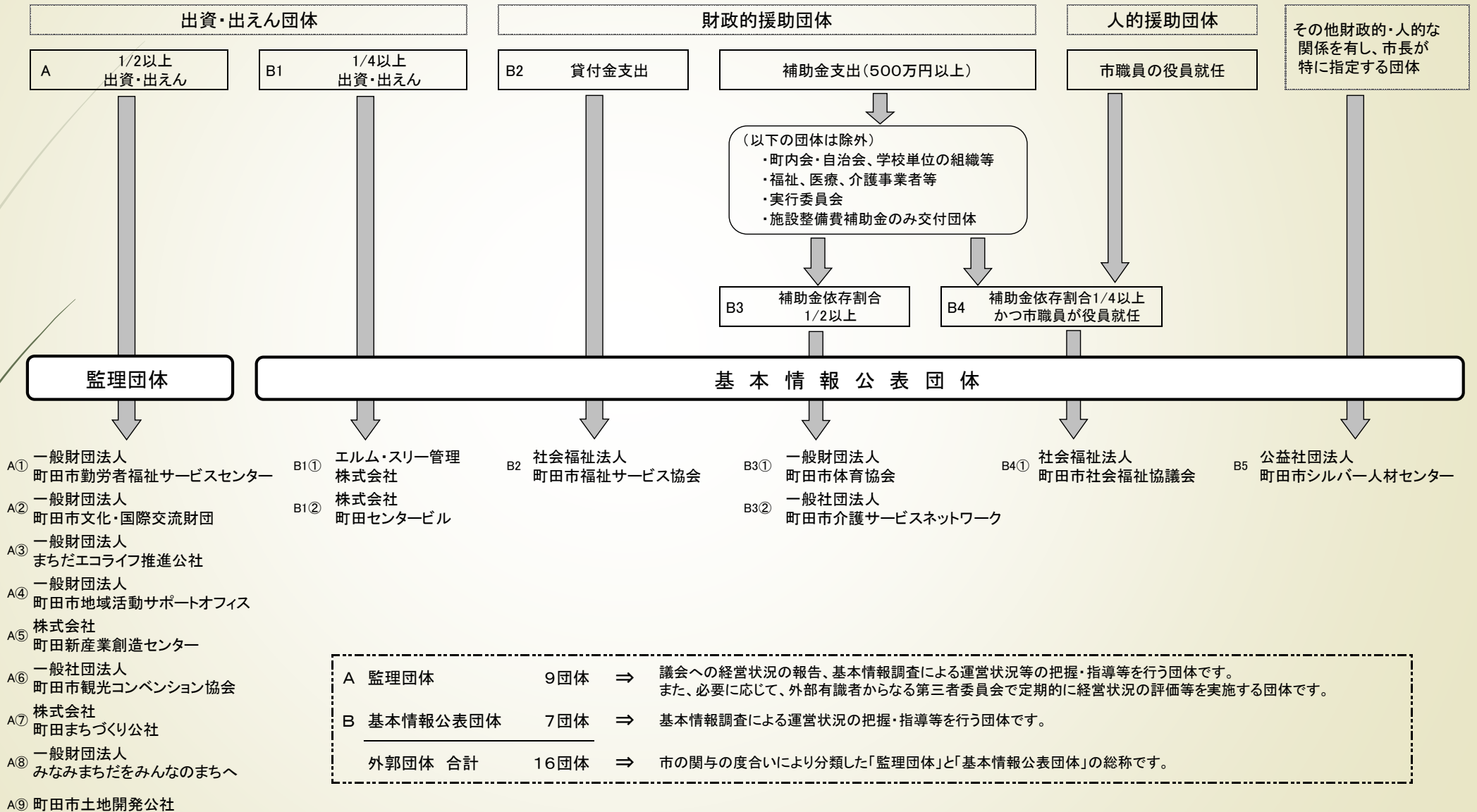
(1) 町田市が25%以上50%未満出資・出えんしている法人

名称	出資・出捐割合	設立年
エルム・スリー管理株式会社	30%	1990(H2)
株式会社町田センタービル	26%	2002(H14)

(2) 人的・財政的援助等で町田市の関与が大きい法人

名称	出資・出捐割合	設立年
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	0%	1969(S44)
社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	8%	2002(H14)
公益社団法人 町田市シルバー人材センター	—	1980(S55)
一般財団法人 町田市体育協会	0%	2011(H23)
一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク	—	2012(H24)

1 町田市における「外郭団体」



2 指導監督について

▶ 目的

①市が出資している団体

団体経営が良好であることと、事業実施状況が良好であることを点検して説明する責任を果たす。

②市が出資や財政的・人的援助を行っている外郭団体

事業実施状況が良好であることを、説明する責任を果たす。

2 指導監督について

「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」を2013年4月に作成

- ▶ 指導監督の主体

各外郭団体の主管部長

- ▶ 指導監督の対象団体

①監理団体：市の出資又は出えんの割合が2分の1以上の外郭団体

②基本情報団体：監理団体以外の外郭団体

2 指導監督について

▶ 外郭団体に対する指導監督事務

①指導監督事項

- ・ 事業計画及び予算の作成・変更
- ・ 事業報告及び決算報告 など

②書類の保管

- ・ 定款
- ・ 理事、評議員その他の役員の名簿
- ・ 就業規程、給与規程その他の外郭団体における基本的諸規程
- ・ 過去3年度の予算、決算及び財産に関する書類 など

2 指導監督について

基本情報公表団体に対する指導監督は、団体の性質、事業内容、事業規模等を考慮し、監理団体に準じて行う。

▶ 監理団体に対する指導監督の視点

- ・ 事業目的が計画的かつ着実に達成されているか。
- ・ 経営状況が適切かつ健全であるか。
- ・ 資産の管理運用は、市の公金管理運用の基本原則に準拠しているか。
また、安全性及び流動性を確保した上で効率的に行われているか。
- ・ 組織の運営体制が適切であるか。
- ・ 業務運営が効率的かつ効果的に進められているか。
- ・ 事務事業が社会経済情勢の変化に対応し、事業継続の意義を有するか。
- ・ 行政改革推進法及び町田市情報公開条例により情報公開に努めているか。
- ・ 町田市個人情報保護条例により個人情報の保護に努めているか。

2 指導監督について

▶ 根拠法令

①地方自治法第221条第2・3項に基づく「予算の執行に関する長の調査権等」

【対象1】

土地開発公社、資本金等の二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

【対象2】

物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付、貸付けを受けた者、調査・試験・研究等の委託を受けた者に対して、その状況の調査・報告の徴収

②地方自治法第243の3第2項に基づく「財政状況の公表等」

【対象】

土地開発公社、資本金等の二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

3 外郭団体監理委員会について

▶ 目的

設置者や出資者、または人的・財政的援助者である市が、外郭団体の経営状況等を適宜把握し、必要な指導を行える仕組みを構築することで、外郭団体へ出資または援助を行っている目的を効果的に達成し、または財政的損害を受けないようにする。

3 外郭団体監理委員会について

■ 根拠法令

「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」

第12 経営状況の確認

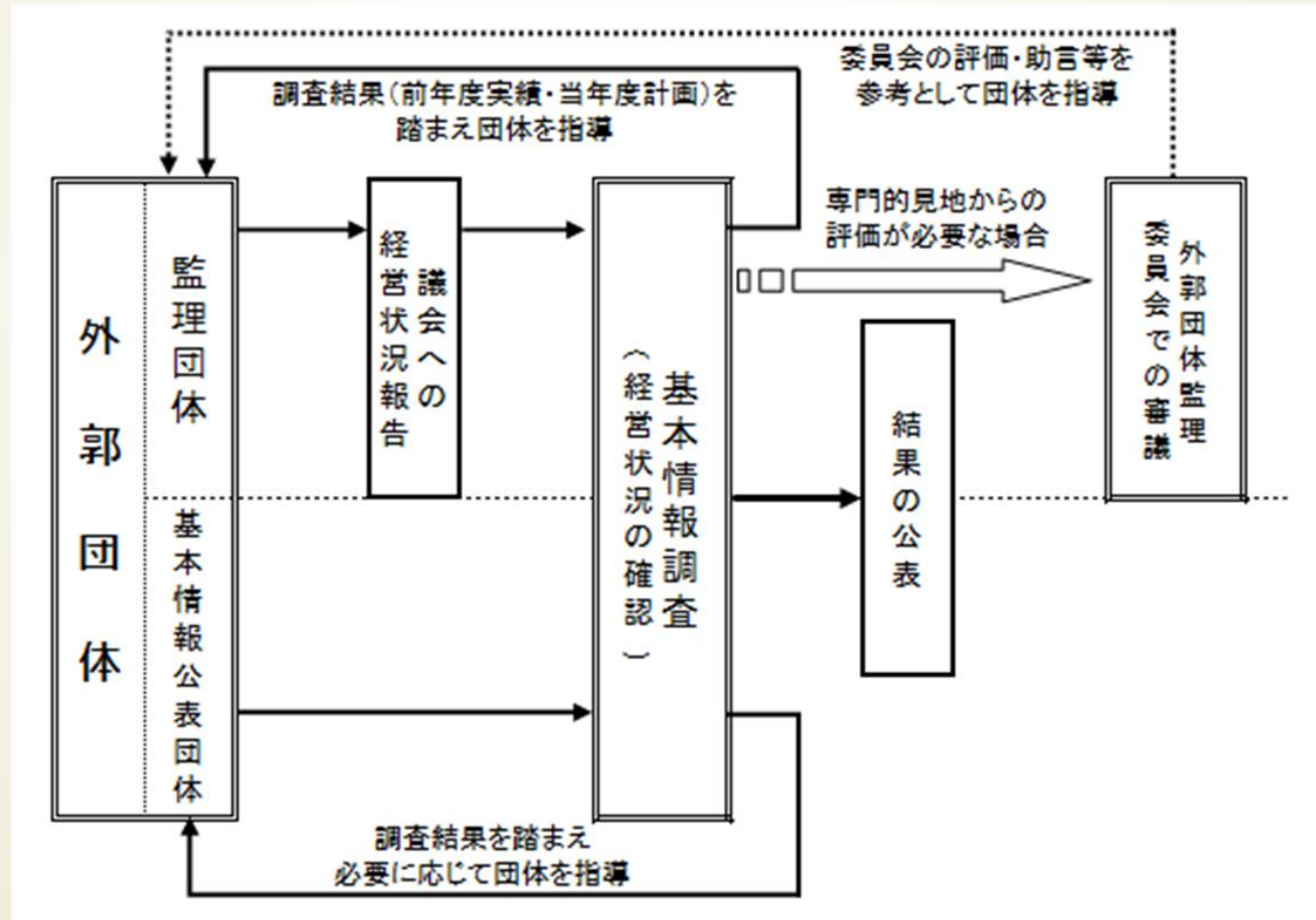
2 主管部長は、監理団体について、前項に規定する確認の結果、町田市外郭団体監理委員会条例第1条に規定する町田市外郭団体監理委員会に対して当該監理団体の経営状況の評価等を求める必要があると認めるときは、その旨を総務部長に報告するものとする。

3 総務部長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、委員会に対して監理団体の経営状況の評価等を求めるものとする。

4 総務部長は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、委員会に対して外郭団体の経営状況の評価等を求めることができる。

3 外郭団体監理委員会について

▶ 外郭団体監理事務のながれ



4 外郭団体の指導・監督の課題

- ▶ 主管部が経営状況が悪化している状況であることを発見できなければ、監理委員会に諮られない仕組み。
→定期的に監理委員会を開催し、監理団体を審議する。
- ▶ 主管部長に経営状況を確認する知識がある前提の制度設計だが、知識やノウハウが十分でない。
→定期的な委員会の開催し、意見をいただくことで、視点やノウハウを蓄積する。
- ▶ 指導監督の基本となる「基本情報調査票」の項目や、それを確認する証跡資料について、専門的な見地から見直し・検討を行っていない。
→指導監督するにあたり確認すべき視点が記載されている基本情報調査票の項目や、その証跡を確認する書類の見直しを行う。